

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります（8月1日～）

8月1日から「山吹色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に提示してください。今お持ちの被保険者証（薄い赤色）は8月1日以降、ご自分で破棄くださるか、町民課⑤窓口へご返却ください。破棄の際は、お間違えのないようご注意ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和2年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。
※非課税世帯から課税世帯に変わった方については同封されませんのでご注意ください。

○「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和2年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、8月1日からの「限度額適用認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

医療費通知について

医療機関等からの請求内容の確認や医療費についての認識を深めてもらうため、保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書等は大切に保管してください。

※「医療費通知書」は、確定申告で使用する場合がありますので、大切に保管してください。

発送時期

第1回目：令和2年9月下旬（令和元年11月～令和2年6月診療分）

第2回目：令和3年1月下旬（令和2年7月～令和2年11月診療分）

第3回目：令和3年2月下旬（令和2年12月診療分）

長期該当者認定の入院日数の算定について

入院時食事療養費では、低所得者Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、標準負担額が減額されます。

長期該当認定の入院日数の算定については、前の保険の入院日数を合算できますので、詳しくは町民課健康推進係（⑤窓口）にご相談ください。

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課健康推進係（⑤窓口）にご相談ください。

【お問い合わせ先】

町民課 健康推進係 後期高齢者医療担当 ☎79-2113

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155